7　都道府県知事は、前項の規定により第七条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8　前各項の規定は、診療所の病床の設置の許可又は診療所の病床数の増加の許可の申請について準用する。この場合において、第六項中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」と、前項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。

第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「助産所所在地」を「助産所の所在地」に、「管理させて差支ない」を「管理させることができる」に改め、同条第二項中「助産師は、」の下に「次の各号のいずれかに該当するものとして」を加え、同項に次の各号を加える。

一　医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合

二　介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合

三　事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合

四　地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合

五　その他厚生労働省令で定める場合

第三十条の二十一第三項中「医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努める」を「次に掲げる事項について特に留意する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師が不足している地域に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性

二　医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保の重要性

第三十条の二十一第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県又は第二項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十五第三項に規定する地域医療支援事務又は同項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三十条の二十三第一項中「協議の場」の下に「（次項において「地域医療対策協議会」という。）」を加え、「定め、これを」を「定めるとともに、同項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が調つた事項について、」に改め、同項第三号中「公的医療機関」の下に「（第五号において「公的医療機関」という。）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「大学」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下単に「大学」という。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　公的医療機関以外の病院（公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

第三十条の二十三第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一　医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二　医師の派遣に関する事項

三　第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四　医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

五　医師法の規定によりその権限に属させられた事項

六　その他医師の確保を図るために必要な事項

3　都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たつては、医師の派遣が医師が不足している地域における医師の確保に資するものとなるよう、地域における医師の確保の状況を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。

第三十条の二十四中「を踏まえ」を「及び同項に規定する協議が調つた事項（次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。）に基づき」に、「同項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第三十条の二十五第一項中「を踏まえ」を「及び協議が調つた事項に基づき」に改め、同項第三号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」を削り、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

六　第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行うこと。

第三十条の二十五第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三十条の二十七及び第三十一条中「地域医療対策」の下に「及び協議が調つた事項」を加える。

第八十六条第三項中「第三十条の二十一第四項又は第三十条の二十五第五項」を「第三十条の二十一第五項又は第三十条の二十五第六項」に改める。

第二条　医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九―第三十条の二十七）」を「第四節　地域における外来医療に係る医療提供体制の確保（第三十条の十八の二）
第五節　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の十九―第三十条の二十七）
第六節　公的医療機関（第三十一条―第三十八条）」に改める。

第六条の五第三項第六号中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に改める。

第七条の二第一項から第三項までの規定中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第八項」に改める。

第十二条第二項第一号中「医師が不足している地域」を「医師の確保を特に図るべき区域（第三十条の四第六項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十条の三第二項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「医療従事者」の下に「（医師を除く。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

八　医師の確保に関する基本的な事項

第三十条の四第二項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

第三十条の四第二項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「医療従事者」の下に「（医師を除く。）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項